

最上地域医療情報ネットワーク管理要領

(目的)

- 第1 最上地域医療情報ネットワーク（以下「もがみネット」という。）の管理運用を円滑に行うため、この要領を定める。

(運営管理者)

- 第2 最上地域医療情報ネットワーク運用規程（以下「運用規程」という。）第3条に定める運営管理者は、県立新庄病院事務局長とする。

(機器の管理)

- 第3 県立新庄病院は、もがみネットの情報提供に利用する機器の維持管理を行う。
2 県立新庄病院は、新庄病院院外閲覧用端末の管理を行う。

(ひも付け作業)

- 第4 ひも付け作業とは、県立新庄病院が保有する患者のID情報と利用施設が保有する患者のID情報の連結作業をいう。
2 前項の作業は、県立新庄病院が行う。

(ID及びパスワードの付与)

- 第5 県立新庄病院は、施設利用管理責任者に対し、最上地域医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）の指示のもとにおいて各利用者ごとにID及びパスワードの付与を行う。
2 県立新庄病院は、付与したID及びパスワードについて、管理簿を作成するものとする。

(利用状況の監視)

- 第6 運用規程第4条第2項に規定する利用状況の監視は、県立新庄病院が当たる。
2 不適正な利用を発見した場合、県立新庄病院は協議会会長に報告するものとする。
3 不適正な利用が確認されたときは、事務局は不適正利用者に対し警告又は適正利用の指示を行う。
4 前項の警告又は適正利用の指示に従わない者があった場合、事務局は協議会会長の了承を得てその者のIDを取り消しするものとする。

(操作研修)

- 第7 事務局は、もがみネットを利用する者（以下「利用者」という。）に対し、操作研修を行う。

(導入時の指導)

- 第8 事務局は、利用者に対し、電子証明書及びID-Link操作ソフトウェア導入の際の指導を行う。

(維持管理)

- 第9 県立新庄病院は、もがみネットが利用施設側から常時閲覧可能の状態となるよう、適切な維持管理を行う。

(動作不良時の対応)

- 第10 県立新庄病院の診療時間帯にもがみネットの動作不良が判明した場合は、県立新庄病院医事経営相談課に連絡を行う。
- 2 県立新庄病院の診療時間外にもがみネットの動作不良が判明した場合は、次の連絡先に連絡する。
株式会社エスイーシー ID-LINK サポートセンター
(連絡先) 電話：0138-22-7227 メール：support@mykarte.com
- 3 動作不良が判明し復旧までに相当の時間がかかる場合、県立新庄病院は電話、電子メール、ファクシミリ又はその他の方法で利用者に周知を行う。

(利用同意書の処理)

- 第11 患者から提出のあった利用同意書については、県立新庄病院医事経営相談課に提出するものとする。
- 2 運用規程第14条に定める緊急時の取扱いが行われた場合、当該患者に速やかに同意書(撤回届出書)を提出させ、県立新庄病院医事経営相談課に遅滞なく提出するものとする。

(利用施設申込書の処理)

- 第12 施設利用管理責任者から利用者登録申請書(退会届出書)の提出があった場合は、随時、県立新庄病院医事経営相談課に提出するものとする。

(開示情報の拡大)

- 第13 開示情報の拡大について、協議会において検討を行う。
- 2 開示情報の拡大を行う場合は、運営管理者が責任を持って情報開示に関する作業にあたる。

(死亡判明時の情報開示停止)

- 第14 利用同意書を提出している患者の死亡が判明した場合、県立新庄病院は、速やかに当該患者の情報の開示を停止するものとする。

(利用状況の報告)

- 第15 もがみネットに対する参加申込数、利用者登録数、その他の利用状況に関する情報は、運営管理者が最上地域医療情報ネットワーク専門部会に報告する。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成31年3月4日から施行する。